

2021年6月16日

株式会社アシロ

代表取締役社長 中山 博登

問合せ先： 管理部 03-3364-6552

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「アシロに関わる人を誰よりも深く幸せにすることで、よりよい社会の実現に貢献する」ことを企業営理念として定め、「弁護士ナビシリーズ」を中心としたインターネットメディア事業を主要事業として運営してまいりました。この企業理念に基づく取り組みを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として捉えており、株主の権利の重視やステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示、取締役会等の責務の履行、株主との対話等の実践により、コーポレート・ガバナンスの強化に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
J-STAR 二号投資事業有限責任組合	2,755,500	45.9
中山 博登	1,140,000	19.0
MIDWEST MINATO, L.P.	1,029,600	17.2
Pacific Minato II, L.P.	954,900	15.9
河原 雄太	60,000	1.0
宮崎 淳平	60,000	1.0

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	10月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)
----	----	------------

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
麻生 要一	他の会社の出身者											
大村 由紀子	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
麻生 要一	○	同氏は、上記 a~k の会社との関係のいずれにも該当いたしません。なお、同氏は、以下企業の役員を兼務しております。 (株)アルファドライブ 代表取締役 (株)アミューズ 取締役	社内起業支援やスタートアップのインキュベーションの経験を数多く積んでおり、事業立ち上げの専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役を選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員に指定しております。
大村 由紀子	○	同氏は、上記 a~k の会社との関係のいずれにも該当いたしません。なお、同氏は、以下企業の役員を兼務しております。 (株)ココペリ 監査役	法律家として企業法務の分野を中心として法令及びリスク管理等に係る豊富な知識と高い見識を有しており、当社の経営に活

			かしていただくため、社外取締役を選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員に指定しております。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	0	2	0	3	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	0	2	0	3	社外取締役

補足説明

<p>当社は、取締役の指名および報酬について審議し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図る事を目的として、2019年1月15日付で任意の指名・報酬委員会を設置しております。</p> <p>指名・報酬委員会は、社外取締役を委員長として社外取締役2名、社外監査役3名の計5名で構成し、以下の内容等について審議し、取締役会へ答申を行っております。</p> <p>(1)取締役の選任および解任に関する株主総会議案の原案</p> <p>(2)取締役が受ける個人別の報酬等の内容の原案</p>
---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査担当者は四半期に一度意見交換等を行っており、三者間で相互の監査計画の情報交換及び監査結果等について説明、報告を行うなどの連携により監査の品質向上を図っております。また、監査役は、内部監査担当者より内部監査実施状況及び結果について適宜報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 一吉	他の会社の出身者													
横山 信	他の会社の出身者													
都 賢治	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

<p>田中 一吉</p>	<p>○</p>	<p>同氏は、上記 a~k の会社との関係のいずれにも該当いたしません。</p>	<p>国内上場企業に長年従事し、内部監査の実務経験を豊富に有しております。その知識と経験に基づく見地から監査を頂くとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役に選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員に指定しております。</p>
<p>横山 信</p>	<p>○</p>	<p>同氏は、上記 a~k の会社との関係のいずれにも該当いたしません。</p>	<p>複数の企業で監査役を務め、監査における豊富な経験と知識を有しております。その知識と経験に基づく見地から監査を頂くとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役に選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員に指定しております。</p>
<p>都 賢治</p>	<p>○</p>	<p>同氏は、上記 a~k の会社との関係のいずれにも該当いたしません。なお、同氏は、以下企業の役員を兼務しております。                  (株)アイスタイル 監査役                  トレンダーズ(株) 監査役                  (株)サイバー・バズ 監査役</p>	<p>税理士として税務に係る専門性を有していることに加えて、複数の企業で社外監査役・社外取締役を務め、豊富な経験と知識を有しております。その知識と経験に基づく見地から監査を頂くとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役に選任しております。また、同氏は一般株主との間</p>

			に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員に指定しております。
--	--	--	-------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や意識を高め、企業価値・株主価値の向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めることや優秀な人材を確保することにより企業価値・株主価値の向上に資することを目的として、ストックオプションを付与しております。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会による原案の答申を受けた取締役会において決定しております。監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役会において決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立した立場で経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる
--

体制を構築するため、管理部がサポートを行っております。また、取締役会の開催に際して管理部より社外取締役及び社外監査役に事前に資料の配付を行い、議案の内容を把握し、議論等が行える体制を構築しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 取締役会

取締役会は、取締役 6 名（うち社外取締役 2 名）で構成され、代表取締役社長が議長を務め、取締役の職務の執行を監督しております。社外取締役として国内大手メディア企業において事業立ち上げに関する経験を有する人材や弁護士としての専門知識や企業法務に関する豊富な経験を有する人材を招聘し、外部の目線から経営監視を行う体制作りを推進しております。取締役会は毎月 1 回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

### 2. 監査役会

監査役会は、監査役 3 名（全員が社外監査役であり、うち 1 名は常勤監査役）で構成され、常勤監査役が議長を務め、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。毎月 1 回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

### 3. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役および部門統括責任者により構成され、代表取締役社長を議長として毎月 1 回開催し、経営計画の進捗の共有、経営戦略についての討議等を行っております。尚、常勤監査役がオブザーバーとして参加しております。

### 4. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、社外取締役 2 名および社外監査役 3 名で構成され、その委員長は社外取締役から選定しております。取締役の指名および報酬に関する委員会として、客観的かつ公正な視点から以下の内容等について審議し、取締役会へ答申を行っております。

(1)取締役の選任および解任に関する株主総会議案の原案

(2)取締役が受ける個人別の報酬等の内容の原案

### 5. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、取締役および部門統括責任者により構成され、代表取締



役社長を議長として原則として四半期ごとに1回開催しております。コンプライアンス研修の内容決定や進捗状況の共有等のコンプライアンスに係る取組みを推進しております。尚、常勤監査役がオブザーバーとして参加しております。

#### 6. 会計監査人

当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。また、通常の会計監査に加えて重要な会計的課題についても適宜、意見交換をしております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社間には特別な利害関係はありません。業務を執行する公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

- ・業務を執行する公認会計士の名前

指定有限責任社員・業務執行社員 齊藤 直人（継続関与会計期間 5 会計期間）

指定有限責任社員・業務執行社員 善方 正義（継続関与会計期間 5 会計期間）

その他監査業務における補助者は、公認会計士 12 名、その他 15 名です。

#### 7. 内部監査

内部監査は、管理部門管掌取締役を内部監査責任者、管理部門 1 名を内部監査担当者とし、管理部門以外の業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果および要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査責任者へ提出させることとしております。また内部監査責任者および内部監査担当者は監査役および会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。なお、管理部門の内部監査は営業本部の管掌取締役が実施しております。

#### 8. 責任限定契約

当社は、社外取締役、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。本規定に基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、会社法第 427 条その他の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役の責任限定契約

社外取締役が会社法第 423 条第 1 項に基づき、当社に対して損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限定額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うものとする

- ・社外監査役の責任限定契約

社外監査役が会社法第 423 条第 1 項に基づき、当社に対して損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任

限定額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うものとする

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法関連法令に基づき、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性・健全性の確保に有効であると判断し、監査役会設置会社制を採用しております。コーポレート・ガバナンスは、外部からの客観的及び中立的な経営監視機能が重要と考えておりますが、社外取締役2名の選任、及び常勤監査役と社外監査役2名で構成する監査役会の設置により社外役員数が業務執行役員を上回っており、且つ当該5名は全員独立役員として指定しており独立性の高い社外役員であるため、当社経営・意思決定の牽制・監督は十分に機能する体制となっていると判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、早期の招集通知発送に努めてまいります。また、発送前のウェブサイトにおける早期開示にも取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算であることから1月に定時株主総会を開催しており、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権の行使に関して、検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、当社ホームページ内での開示を予定しております。	
個人投資家向けに	今後の株主構成を鑑みつつ、個人投資家向けの定期的な説明	あり

定期的説明会を開催	会に関しては開催を検討してまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成を鑑みつつ、海外投資家向けの定期的な説明会に関しては開催を検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページの IR サイトに決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部が IR を担当し、取締役 CFO を IR 担当責任者として活動する方針です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスを企業経営の基本に置き、社会に対する責任ある行動基準を「コンプライアンス規程」に定め、ステークホルダーの立場の尊重に努めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家等をはじめとするすべてのステークホルダーに、当社に対する理解を深めていただくため、当社ホームページや会社説明会等において適時適切な情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号及び会社法施行規則第 100 条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保する為の体制の整備・運用を行っております。</p> <p>1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びそ</p>
---

の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
- (2) 当社の取締役会は、定時取締役会を原則として毎月開催し、法令に定める職務の他、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。
- (3) 当社の取締役会が取締役の職務の執行を監督する為、取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視する。
- (4) 当社の監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視すると共に、コンプライアンス上の問題点等について意見交換を行う。
- (5) 当社及びその子会社は、健全な会社経営のため、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報（文書その他の関連資料及び電磁的媒体に記録されたものを含む）については、法令及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に従って適切に作成及び保存を行う。
- (2) 当社の取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

#### 3. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスクの洗い出しと評価及びリスク対策課題の策定と防止に関する事項を四半期ごとに経営会議において審議の上、リスク管理最高責任者である代表取締役社長に報告する。
- (2) 事故発生時には、その度合内容により、リスク管理最高責任者である代表取締役社長の指示により対策本部を設置し、情報の収集や対応策の検討、関係機関との連絡等を含め、当該事故に対して適切かつ迅速に対処する。
- (3) 法務関連のリスクについて、当社の管理部において契約書の事前審査を行い、内容に応じて弁護士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。

#### 4. 当社及びその子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の管理部をコンプライアンス管理に関する所管部署とした「コンプライアンス規程」を制定するとともに、原則として四半期に一回の頻度でコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
- (2) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (3) 内部監査担当部門において、「内部監査規程」に基づき、各部門及び子会社における業務プロセスについて内部監査を実施し、不正の発見・防止と業務プロセスの改善指導を行う。
- (4) 内部通報制度を導入し、使用人等は、当社及びその子会社においてコンプライアンス違反行為が生

じ、または生じようとしている事実を知った時は、社内外に設置した当窓口に通報することができる。

#### 5. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の毎月の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項に対して迅速に対応する。
- (2) 当社及びその子会社の取締役及び各部門長を中心とする経営会議を原則として月1回開催し、業務の詳細な事項について協議すると共に、迅速な意思決定と柔軟な組織対応が可能な体制を構築する。
- (3) 「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の規程を整備し、決裁権限を明確化することにより、経営活動における意思決定と実行の効率性を確保すると共に、責任の明確化を図る。
- (4) 業務の運営について、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び年度予算を立案しており、全社的な目標設定をもとに各部門においてその目標達成に向けた具体策を立案・実行する。

#### 6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ全体の業務の円滑化を図り、関係会社を育成強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすことを目的として「関係会社管理規程」を定める。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会における報告、審議事項としており、同会における審議を通じて企業集団における業務の適正性を確保する。
- (3) 当社内部監査人は、当社が関係会社を有する場合には、各関係会社に対しても定期的な監査を行う。

#### 7. 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

- (1) 子会社の取締役等は、子会社の経営内容を的確に報告するため、その営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告もしくは書類を提出する。
- (2) 当社は、子会社のすべての役職員に、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築する。
- (3) 当社は、当社の内部監査人による内部監査を子会社に対して実施することにより、内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保する。

#### 8. 監査役の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

- (1) 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合、監査役の職務を補助する者を、当社の使用人から任命するものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の独立性確保の為、その任命・異動等人事に係る事項は、監査役の事前同意を得る。
- (3) 当該使用人が監査業務を補助するに当たり監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役及び上長の指揮・命令を受けない。

#### 9. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又

はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告する為の体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

- (1) 当社の監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、当社及びその子会社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令に違反する事実、業務または業績に著しい影響を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に速やかに報告する。
- (3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役から業務執行に関する状況の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、当該費用または債務を負担する。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公平かつ透明性を担保する。
- (2) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 当社の監査役は、監査法人及び内部監査担当部門と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害を防止すると共に、当社の社会的責任を果たすことを目的として、「反社会的勢力対応規程」を定めております。当規程に基づき、反社会的勢力への対応を個々の社員に任せることなく、経営陣以下、組織として対応して参ります。また、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、如何なる理由があっても資金提供は行いません。

反社会的勢力による不当請求等がなされた場合には、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部機関に積極的に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずると共に、刑事事件化を躊躇しません。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署を管理部とし、対応の責任者は管理部の責任者が務めております。反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、従業員及び担当者は直ちに担当部門の責

任者に報告し、各部門の責任者は、直ちに社長、管理部の責任者及び不当要求防止責任者に報告し、対応について協議いたします。管理部の責任者は、反社会的勢力に関する情報を管理すると共に、各部門による反社会的勢力との関係の排除及び反社会的勢力からの不当要求への対応に関し、必要な支援を行っております。また、新規取引先等については取引開始前に、反社会的勢力との関係の有無について調査を行っており、継続取引先等についても年一回、調査を行っております。加えて、取引先との契約締結時には、契約書に反社会的勢力排除条項を規定しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

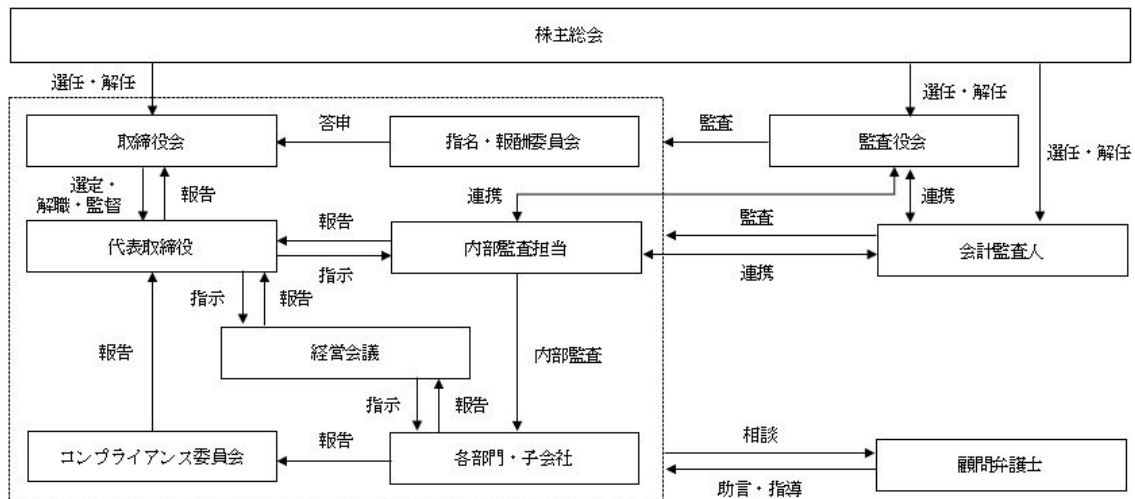
該当項目に関する補足説明

—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

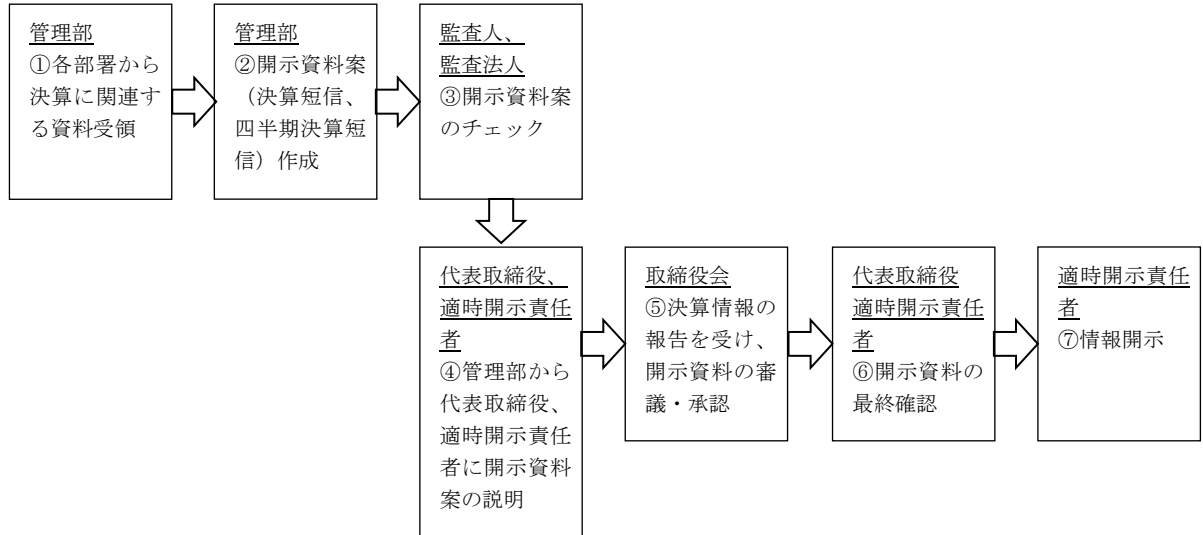
コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、以下の模式図をご覧ください

【コーポレート・ガバナンス体制】

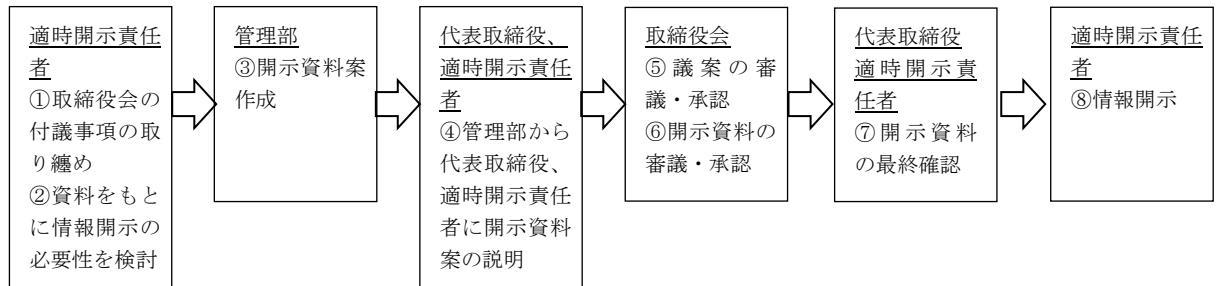


【適時開示体制】

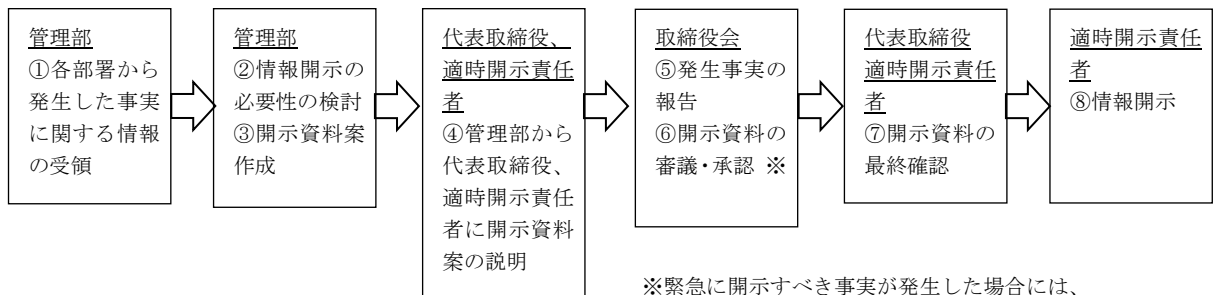
<当社に係る決算に関する情報等>



<当社に係る決定事実に関する情報>



<当社に係る発生事実に関する情報>



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、  
代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締  
役員には開示資料を回付

以上